

《参 考》

1 電波の日

昭和25年6月1日に電波三法（電波法、放送法、電波監理委員会設置法）が施行され、それまで政府専掌であった電波の利用が国民に広く開放されたことを記念し、国民の皆様の電波に関する知識の普及・向上を図るとともに、電波利用の一層の発展を促すことを目的として設けられたものです。

2 情報通信月間

電気通信市場の自由化が行われた昭和60年（1985年）に設けられました。

近年のインターネットをはじめとする情報通信の進展・普及により、国民生活や経済活動における情報通信の重要性について広く理解されるようになってきましたが、他方で、地域間の情報格差、いわゆるデジタル・ディバイドなど、国民の皆様が情報通信の利便性を等しく享受するために解消すべき課題はまだまだ残されています。そのため、毎年、5月15日～6月15日の期間において、全国各地で情報通信に関する様々な行事を行うことを通じ、ご理解とご協力を求めています。